

福島県廃炉・除染ロボット技術研究会規約

(名称)

第1条 本研究会は、「福島県廃炉・除染ロボット技術研究会」と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置に向けて、除染のための遠隔操作装置を含む、「廃炉・除染に特化したロボット開発」に関する各メーカーからの情報や、国、県などからの有用情報の共有化を行い、廃炉のための機器・装置開発等に迅速に対応できる産学官のネットワーク構築を目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、原子力発電所の廃炉及び除染に関するニーズ・シーズ紹介などをおして産学官相互の情報交換及び交流を実施し、また、次の各号に掲げることについて支援する。

- (1) 「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた研究開発計画」への参画を目標とした提案
- (2) 共同研究の立ち上げ
- (3) 新技術・新商品の事業化支援
- (4) 県内外への情報発信
- (5) 知的財産の保全と相互活用
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本研究会は業務の円滑な推進と連絡のため、事務局をハイテクプラザ産学連携科内に設ける。

(会員)

第5条 本研究会の会員は、本研究会の趣旨に賛同する産学官の関係者で構成する。

- 2 会員の加入・脱退については任意とし、代表に所定の書面を提出することとする。

(役員)

第6条 本研究会に代表を置き、互選により決定する。

- 2 代表に事故のある時は、代表が予め指名する者がその職務を代行する。

(役員の仕事)

第7条 代表は会務を総括し、本研究会を代表する。

- 2 代表は会の運営上必要とされる場合、その都度運営委員会を招集することができる。
- 3 運営委員会の構成メンバーは、その都度必要とされる会員を代表が指名してこれに充てる。

(機密保持契約)

第8条 本研究会において事業を進めるにあたり、会員間で機密保持契約が必要とされる場合は、その当事者間で契約を結ぶものとする。

(付則)

本規約は、平成25年2月1日から施行する。